

さくら市農業委員会総会議事録（令和7年9月定例総会）

1. 開催日時 令和7年9月25日（木）午後1時28分から午後3時2分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 非農地証明願いについて

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議案第6号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について

議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 8 号 さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書
について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	村松	貞往
副主幹兼係長	小倉	真理
主査	高野	洋
主事補	小竹	敦子

7. 会議

○事務局長(村松)

定刻前ではありますが皆さんお揃いになりましたのではじめさせていただきます。

本日の出席委員は 19 名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。

では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長(七久保)

皆さんこんにちは、暑い中ご苦労様です。朝夕涼しくなってきました。稲刈りが終わった方、これからの方それぞれかと思いますが、疲れが出てくる頃ですから健康に注意して作業に取り組んでいただければと思います。

それでは、ただいまから、さくら市農業委員会 9 月定例総会を開催いたします。

○事務局長(村松)

それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは、会議に先立ちまして、8 月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第 5 条の規定による許可 申請者 株式会社 ○○○ 1 件につきまして、栃木県農業会議に諮問したところ 8 月 28 日付けで許可相当の答申を受けたことをご報告いたします。

次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。

はじめに、第 1 調査会の委員長からお願いいたします。

○1 番 古澤一郎 委員

本日午前 10 時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしま

しては議案第4号1件、第6号3件、第7号1件、計5件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第2調査会委員長の報告を求めます。

○11番 小林義和 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号1件、第2号1件、第3号1件、第4号4件、第6号3件、第7号1件、計11件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第3調査会委員長の報告を求めます。

○17番 大谷伸二 委員

本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第6号1件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第4調査会委員長の報告を求めます。

○6番 片岡純雄 委員

本日午前9時30より1名欠席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第6号1件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議事録署名委員の指名

○議長(七久保)

それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。

1番の「古澤 一郎」委員、2番の「手塚 栄一」委員 を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 非農地証明願について

《議案1－1》

○議長(七久保)

議案第 1 号「非農地証明願について」を議題に供します。
番号 1 番について事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第 1 号番号 1 番について、朗読して説明。)

なお、非農地証明事務処理要領の 2 の(3)の「人為的な転用行為が行われてから 20 年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○10 番 神山 智子 委員

案内図 1-1 をご覧ください。(申請の場所を説明。)

当該地が非農地となった時期及び事由につきましては、申請地は、周囲も山林が大半を占めており、農地的利用には不適な環境にあります。加えて、当該申請地については昭和〇〇年頃にスギ等の樹木を定植し、以後は山林として利用しております。また、一部には神社の物置や手水舎が設置されており、農地としての利用実態はありません。

19 日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第 1 号 番号 1 番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第 1 号 番号 1 番については、原案どおり承認されました。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

《議案 2-1》

○議長(七久保)

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。
番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第2号 番号1番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○10番 神山 智子 委員

案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、賃貸人が農業者年金受給のために、賃借人に経営移譲するためのものです。

19日に地元推進委員と、本日の調査会において協議したところ問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号1番については、原案どおり承認されました。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

《議案3-1》

○議長(七久保)

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。
番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第3号 番号1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○2番 手塚 栄一 委員

案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

農用行為の必要性としては、建築会社を経営しており、会社敷地内に倉庫及び作業スペースが無い為、現在は親戚の敷地と納屋を借りている状況です。近隣の土地を探しましたが、要件に合う土地が見つからず、今回の土地利用計画となりました。

土地の選定理由は、歩いて行ける距離の近隣の土地を探しましたが、面積及び価格や時期が合わずやむを得ず、自己所有の土地の一部を作業場兼倉庫を計画致しました。

土地利用計画としては、施設設置及び進入路は別紙のとおりであり、道から入れるようになります。周辺農地は自己所有の北側の農地は引き続き耕作を行いたいと考えています。

倉庫**㎡、駐車○台、作業場**㎡、資材置場**㎡、給水は地下水、排水なし、仮設トイレ○台、砂利敷**㎡。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策としては、トイレは仮設トイレとし、外流しは浸透枳を設置予定。土砂流失防止対策として、北側の自己所有農地への土砂流出防止として、土止めを設置します。北側農地より2~3m空けて倉庫を設置予定の為、北側農地への日照・通風の影響は御座いません。

19日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして申請内容を確認し現地確認しております。問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号1番については、原案どおり承認されました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

《議案4－1・4－2・4－3》

○議長(七久保)

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。

番号1番、番号2番、番号3番の3件については、同一所有者への賃借権の設定でありますので一括審議とさせていただきます。

では、議案第4号 番号1番 から3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第4号番号1番から3番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農振農用地であります。不許可の例外「一時的な利用に供するために行うもの」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○9番 手塚 智枝子 委員

案内図4－1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

賃貸人が、〇〇、賃貸人が◆◆(株)で転用目的は送電線の撤去の案件となります。

案内図4－2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

賃貸人が、△△、賃貸人が◆◆(株)で転用目的は同じです。

案内図4－3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

賃貸人が、□□、賃貸人が◆◆(株)で、三件とも転用目的は同じで、賃貸人は◆◆(株)となっております。

事業計画者は◆◆(株)で、事業名称は架空送電線路撤去工事です。転用行為の必要性としては、●●●株式会社は、さくら市においても同社送電線路を通過させていただいておりますが、同社送電線路は 低地上高設備であるため、この度、「安全・安定運行」および「感電防止」を目的に電力会社から直接〇〇変電所へ供給する受電形態に変更することとし、当該送電線路を撤去するにあたり鉄塔周辺農地を一時転用し工事用地として使用するものです。

具体的な利用計画といたしましては、一時転用地である田への搬入にあたっては、鉄板を敷くことで水路に直接負荷がかかることのないよう、緩和対策を講じます。また、施工にあたり、キャスターゲート、ガードフェンスを設置し、隣接地に対する被害防止と人身に対する安全を確保します。工事用車両の乗り入れや工事用機材を使用するうえで工事用地内には、鉄板を敷設します。バックホーは、鉄塔基礎を撤去する際に使用し、ユニックは機材等を移動する際に使用します。また、申請範囲以外への立入は行わず、工事完了

後は原状への復旧を行います。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策といたしましては、工事施工においては電線撤去作業のため、影響は無いものと判断しております。

なお、工事期間は令和7年11月から令和8年3月までの5ヶ月間を予定しております。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○14番 小堀 義明 委員

鉄塔を撤去する部分がありますが、その後はどのような状態となるのか。農地に戻るのでしょうか。

○事務局(高野)

今回の撤去では確認を取っていませんが、更地状態に戻すという申請になっております。

○14番 小堀 義明 委員

耕作されないという事でしょうか。

耕作放棄地の様に四角く残ると心配なので聞いたところです。

○事務局(高野)

鉄塔の敷地は農地ではないので、今回の申請に関わってこないで、この後どうなるのかは確認はしていないところです。

農地ではないので耕作放棄地にはなりません、撤去後にどのような取扱いになるのか事業者へ確認したいと思います。

○議長(七久保)

ほかに質問はありますか。ほかに質問が無いようですので採決に入ります。

議案第4号 番号1番から3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号1番から3番についてについては、原案どおり承認されました。

《議案４－４》

○議長(七久保)

続きまして、議案第４号 番号４番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第４号 番号４番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第３種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○２番 手塚 栄一委員

案内図４－４をご覧ください。(申請の場所を説明。)

転用行為の必要性、譲受人有限会社◆◆は、さくら市に本店を置き、地域に密着した土地有効活用企画及び宅地分譲等を行っています。申請地は、土地区画整理地であることから、社会資本の整備が進んだ優良宅地を提供できるため、本件申請をする次第です。

土地の選定理由、申請地は、氏家駅、国道へのアクセスが良く、近隣には大型商業施設があることから、生活に大変便利である事。また、申請地の周囲は住宅地を形成しており、この転用による周辺農地への被害及び集团的農地を浸食する恐れが無いことから、一般住宅用地として最適地であると考え選定致しました。

土地利用計画、一般住宅用宅地分譲〇区画、給水は公共上水道から取水、排水は公共下水道に接続放流、雨水は敷地内自然浸透、接道は市道です。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策、東、南、北側は道路に面していて、西側の宅地には隣地のＬ型擁壁があります。また、申請地は隣地よりも低いことから、土砂等の流出は無く、この転用による周囲の農地への被害は無いと考えられます。

１７日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第４号 番号４番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号4番については、原案どおり承認されました。

《議案4－5》

○議長(七久保)

続きまして、議案第4号 番号5番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第4号番号5番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約0.2haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○12番 石塚 良男委員

案内図4－5をご覧ください。(申請の場所を説明。)

本申請は8月の総会において地域計画の変更を承認された農地です。

本申請は、空き家となっていた〇〇さんの宅地と近接する農地を売買により株式会社◆◆が購入し資材置場として一体利用するものであります。

申請人の株式会社◆◆は、さくら市内に〇〇年に設立され、土木、建築工事請負業を行っています。近年、受注が増加したことにより、ストックしておかなければならない資材の量が増加。本社敷地内では飽和状態となり業務の効率が悪く、さらに従業員の安全面を考慮し、本社から近く、市の工場誘致区域の一角でもあるこの土地が適正であると選定いたしました。

利用計画としましては、母屋は取壊し倉庫は残して盛土造成工事を行わず敷砂利により整地し、資材置場**㎡、バックホー〇台と碎石等の資材を保管いたします。給水は現在のものを利用予定で排水はありません。

周辺の状況は、西側は畑、南側、東側は道路、北側は宅地となっており砂利の流出はありません。付近の土地、農作物等に被害を与えないよう対策を講じますが、被害を与えた場合には責任を持って対処します。また、周囲にはネットフェンスで囲い、進入は南側から行います。

(資金計画は記載省略)

20日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号5番については、原案どおり承認されました。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

《議案5》

○議長(七久保)

次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題に供します。
それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用集積等促進計画となります。

令和7年度 第6号 公告予定年月日は令和7年10月31日です。

計画の内容といたしましては、農用地利用促進計画(公社)44件です。

内容は、利用権から農地バンク移行分3件と、中間管理から農地バンク移行分41件です。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号については、原案どおり承認されました。

議案第6号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に係る協議について

＜議案6-1-1＞

○議長(七久保)

次に、議案第6号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に係る協議について」を議題に供します。

議案第6号 番号1の1番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第6号 番号1の1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にある第1種農地ですが不許可の例外、「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、かつ、事業の目的に供する土地の面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」でありますので、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○6番 片岡 純雄 委員

案内図No.1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

畑となっていますが、畑の一部を山に太陽を設置するための進入路として使うために地域計画から外すものであります。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認し現地調査しましたが、何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第6号 番号1の1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第6号 番号1の1番については、原案どおり承認されました。

《議案6-1-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第6号 番号1の2番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第6号 番号1の2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域 第1種中高層住居専用でありますので第3種農地と判断し、農地法上の転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○2番 手塚 栄一 委員

案内図 No.2 をご覧ください。(申請の場所を説明。)

住宅地に囲まれ、周りに田んぼや農地は無い土地であります。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認し現地調査しましたが、問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第6号 番号1の2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第6号 番号1の2番については、原案どおり承認されました。

《議案6-1-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第6号 番号1の3番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第6号 番号1の3番について、朗読して説明。)

なお、地域計画除外後は、人為的転用行為があってから20年以上経過しており、今後
も進入路及び住居敷地の一部として使用することから非農地証明で対応できる可能性が
あるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○11番 小林 義和 委員

案内図No.3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

申請者からしますと生まれたときから進入路として使ってきたとのことですので、
その是正ですね。今回、地域計画から外すということになります。

20日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しまし
たが、特に問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第6号 番号1の3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第6号 番号1の3番については、原案どおり承認されました。

《議案6-1-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第6号 番号1の4番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第6号 番号1の4番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約 0.7h a で、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第 2 種農地と判断し、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○2 番 手塚 栄一 委員

案内図 No. 4 をご覧ください。(申請の場所を説明。)

周りは住宅地に囲まれ、農地としてはここと川岸の交差点の北側に少しソバが植わっている程度であります。

17 日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第 6 号 番号 1 の 4 番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第 6 号 番号 1 の 4 番については、原案どおり承認されました。

《議案 6-1-5・6-1-6》

○議長(七久保)

続きまして、議案第 6 号 番号 1 の 5 番 番号 1 の 6 番の 2 件については、同一案件でありますので一括審議とさせていただきます。

では、議案第 6 号 番号 1 の 5 番、番号 1 の 6 番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第 6 号 番号 1 の 5 番、番号 1 の 6 番について、朗読して説明。)

なお、農地区分についてですが、番号 6 番からご説明いたします。番号 6 番については、水管、下水道管あるいはガス管のうち 2 種以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又

は公益施設が存する農地でありますので第3種農地と判断し、転用許可の可能性があると判断します。

また、番号5番については、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にある第1種農地ですが不許可の例外、「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、かつ、事業の目的に供する土地の面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」でありますので、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○8番 関 誠 委員

案内図No.5をご覧ください。(申請の場所を説明。)

南側が宅地、東側が一部宅地、北側が道路といった状況となります。これがNo.5であります。その隣接がNo.6になりまして、西側が道路、北側が農地、南側が宅地という状況になっております。また、事務局の説明にもありましたとおり転用許可の見込みのある土地であります。

20日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画の変更は問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第6号 番号1の5番、番号1の6番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第6号 番号1の5番、番号1の6番については、原案どおり承認されました。

《議案6-1-7》

○議長(七久保)

続きまして、議案第6号 番号1の7番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第6号 番号1の7番について、朗読して説明。)

なお、地域計画除外後は、人為的転用行為があってから20年以上経過しており、今後
も進入路及び住居敷地の一部として使用することから非農地証明で対応できる可能性が
あるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○15番 小林 薫 委員

案内図No.7をご覧ください。(申請の場所を説明。)

昭和〇〇年の土地改良事業で宅地に張り付いたような土地であり、最初は少し野菜を
作っていたようですが、現在は空き家となっており、これまで宅地として使われて
おりましたので地域計画の変更に何ら問題ないと思われます。

22日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しまし
たが、問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第6号 番号1の7番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第6号 番号1の7番については、原案どおり承認されました。

《議案6-1-8》

○議長(七久保)

続きまして、議案第6号 番号1の8番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第6号 番号1の8番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、
第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であ

りますので、代替性の確認をとったうえで、転用許可の可能性があると判断します。
以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図 No.8 をご覧ください。(申請の場所を説明。)

私の記憶では2年ほど前から売地として看板が出ていた土地であります。なお、その間管理はされていまして。

20日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第6号 番号1の8番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第6号 番号1の8番については、原案どおり承認されました。

《議案6—2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第6号 番号2番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

「2農業担う者の変更について」をご覧ください。この審議は、先程の「議案第5号農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を地域計画に反映させるものであり、農業担う者への新規追加者が3件となっております。また、農業担う者の名称変更者が1件となっております。この変更は、個人が法人化したために変更になったものです。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○議長(七久保)

質問がないようですので、採決に入ります。

議案第6号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第6号 番号2番については、原案どおり承認されました。

議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

《議案7-1》

○議長(七久保)

次に、議案第7号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題に供します。

番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第7号番号1番について、朗読して説明。)

なお、農用地区域除外後は、人為的転用行為があつてから20年以上経過しており、今後も進入路・植栽帯として使用することから非農地証明で対応できることが見込まれるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の意見を求めます。

○15番 小林 薫 委員

只今事務局から説明のあつたとおりであります。平成〇〇年の土地改良換地の後、宅地の進入路の一部として使われておりまして、23日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案7－2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号2番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第7号番号2番について、朗読して説明。)

なお、農用地区域除外後は、人為的転用行為があってから20年以上経過しており、今後もカーポート敷地、隣接する既存農業用物置の建物及び下屋の一部として使用することから非農地証明で対応できることが見込まれるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の意見を求めます。

○2番 手塚 栄一 委員

只今事務局から説明のあったとおりであります。土地の測量を行った結果、農地が宅地として利用されていることが分かったという案件であります。

17日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号2番については、原案どおり承認されました。

議案第8号 さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について

《議案8》

○議長(七久保)

次に、議案第8号「さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について」を議題に供します。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(村松)

さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について説明させていただきます。

これは、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、農地等の利用の最適化に関する事項をより効率的かつ効果的に実施するため、市長に対し農地等利用最適化推進施策に関する意見書を提出するものでございます。

委員の皆様及び農地利用最適化推進委員の皆様に、意見書を募集させていただきまして、それらの結果をふまえたうえで運営委員会において内容を検討いただき調整させていただきました。

それでは要望の内容についてご説明させていただきます。3ページをご覧ください。

1番の「生産資材等高騰に対する農業支援について」につきましては、農業資材、燃料等の価格高騰により、農業分野においても様々な影響が生じていることから、安定的に農業経営が継続できるよう、国・県への働きかけを行うとともに、市独自の支援対策を要望するものであります。

2番の「農業生産基盤の整備と利活用について」につきましては、農業基盤の整備が必要な地域において、市の主導のもとで基盤整備事業の実施に向け積極的に取り組んでいただくよう要望するというものであります。

3番の「担い手の農地利用の集積・集約化について」につきましては、

①の「担い手の確保・育成支援」としまして、担い手の育成のため、若者等に魅力ある施策を展開し、より一層の支援対策を要望するとともに、農家の後継者育成に対する支援策を講じられるよう要望するものであります。

②の「農地集積の推進」としまして、農地の貸し借りには「農地バンク」の利用が必要となりましたが、簡易な事務手続きで貸し借りができるよう、農地中間管理機構に強く働きかけることを要望するものです。

③の「多面的機能支払交付金事業の促進」としまして、農家の高齢化や減少が進み、離農する農家が増加している状況により、農道、農業用水路等の維持管理等が行われない場所が見受けられることから、農業農村の持つ多面的機能の維持・発揮に向け、地域ぐるみ

で農村環境を支える体制づくりの積極的な推進を要望するものであります。

④の「女性農業者の育成支援及び登用」としまして、指導的立場の女性農業者の確保及び、担い手となる女性農業者の育成と支援を要望するものであります。

4番の「農業災害に対する支援について」、農業者が将来的にも安定して営農ができるように、自然災害を未然に防ぐ取り組みや、被災した場合の早期復旧に向けた支援及び、農業収入保険の保険料補助を要望するものです。

5番の「遊休農地発生防止・解消対策について」、市長は、遊休農地における病虫害の発生等、周辺農地に著しい支障が生じると認められる場合は、当該農地の所有者等に対し、その支障の除去等必要な措置を講ずるよう命ずることができます。

また、当該農地の所有者等が、当該命令の期限までに必要な措置を講じないときは、市長自らその必要な措置を講じ、その費用を当該農地の所有者等に負担させることができます。

こうした遊休農地に関する措置を講ずる体制づくりを要望するものです。

6番の「優良農地の確保について」、市が進める大規模開発に関しては、周辺農地への影響を十分に考慮し、農地の利用環境が悪化しないよう注意していただきたい旨を要望いたします。

7番の「農地転用における地域計画変更の運用改善」につきましては、地域計画内の農地転用許可案件等について、地域計画の変更に関する事務の簡素化等の運用改善を図ることを国・県へ働きかけていただきたい旨を要望いたします。

なお、これらの要望内容について、定例総会において承認された後、10月中に会長が市長へ意見書を提出するよう調整していきたいと考えております。

ご審議よろしく願います。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第8号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第8号については、原案どおり承認されました。

《報告第 1 号》

○議長(七久保)

次に、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」番号 1 番から番号 2 番はお目通しを願います。

○議長(七久保)

それでは、先程の小堀委員からの質問に対し、事務局から追加説明があります。

○事務局(高野)

先程のご質問について、申請者に確認してきました。状況としては周囲の田と同じ状況になるそうです。撤去した後には境界に目印となるポールを立てるとのことです。周りの土地の所有者から申出があれば必要の無い土地なので売却には応じるとのことでした。

許可書をお渡しする際には、適正管理をお願いしたいと考えております。

○議長(七久保)

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会 9 月定例総会を閉会いたします。

閉会時間（午後 3 時 2 分）